

都市再生機構（UR）賃貸住宅居住者の居住の安定を求める意見書

横浜市内には約4万6,000戸の都市再生機構（UR）賃貸住宅があり、多くの市民が居住している。

UR賃貸住宅は、いわゆる住宅セーフティネット法において公的賃貸住宅と位置づけられ、高齢者や子育て家庭等の居住の安定という住宅のセーフティネットとしての役割が求められている。

また、平成15年の国会における都市再生機構法案審議の折、「居住者の居住の安定を図ることを政策目標として明確に定め、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通と連携の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。」と附帯決議されている。

さらには、平成19年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案審議の折、「機構の管理する賃貸住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定を図る観点から入居者負担や入居者選考に係る適切な配慮を行い、住宅セーフティネットとしての役割の充実に努めること。」との附帯決議がなされているところである。

よって、政府及び独立行政法人都市再生機構におかれては、これらの附帯決議を十分尊重し、UR賃貸住宅に住む横浜市民の居住の安定のために適切な措置が講じられるよう次の事項について強く要望する。

- 1 適切な組織の管理による公的賃貸住宅として継続すること。
- 2 UR賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての法的な位置づけ及び居住世帯の生活実態を踏まえ、家賃制度について、高齢者や子育て世帯等も安心して住み続けられる制度となるよう検討すること。
- 3 都市再生機構が計画しているUR賃貸住宅の再編（売却・削減、民営化等）の諸方針を根本的に見直し、国民が要望する新たな公共住宅再生・発展の政策をつくること。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月16日

内閣総理大臣
国土交通大臣
独立行政法人都市再生機構理事長

あて

横浜市議会議長

大久保 純 男